

# 国民と森林

2012年・夏季  
第 121 号



国民森林会議

## 目 次

季刊

# 国民と森林

No.121  
2012年 夏季号

巻頭言 京都府立林業大学校創設

只木 良也

「森林・林業再生プラン」を読み解く

岡田 秀二

提言 「森林・林業再生プランに期待するもの」

|| 提言を皆川林野庁長官に説明 ||

国民森林会議第三〇回総会報告

.....

22

.....

24

.....

乗鞍スカイライン除雪作業

撮影地 北アルプス乗鞍岳  
清水洋嗣 (岐阜県高山市在住)

表紙のことば

昨年の11月から深い雪にとざされていた乗鞍スカイラインが今年も5月15日の乗鞍岳夏山開きにそなえ、4月から除雪作業が開始された。3,000m近くまでバスで登れる国内一の高所を走る有料道路として人気を呼んでいる。

アトランダム雑誌切り抜き

30

切り抜き森林・林政ジャーナル

27

.....

国有林野事業四月から一般会計  
国有林野事業改善の関係法が成立

25

.....

.....

# 京都府立林業大学校創設

## 卷頭言

只木良也

(国民森林会議会長)

本年四月、京都府京丹波町（旧和知町）に、府立林業大学校が開校。都道府県立としては五番目です。設立の目的として、実践的な技術・知識を身につけて第一線で活躍できる人材、森林保全から野生鳥獣対策まで幅広い地域活動を支える公共人材、森林組合等林業事業体の経営力の向上を支える人材、の育成を挙げています。

京都の森林というと人々は、古都を彩り、社寺等の背景の森林を想起するのが一般です。平安の昔から宮殿・神社仏閣から京町家まで、建築材とともに燃料源として木材の力によって文化を育んできた京の都。しかしそれだけではあります。京都府全域に日を転ずると、世界に冠たる北山林業をシンボルとして、京都府は森林率七五パーセント（全国一〇位）の森林豊かなところ、ということは、森林を通じた木材生産・環境保全・文化形成などに関する諸問題を、他の森林県と同様に抱えているということなのです。こうした京都府に、林業大学校を設けることは大きい意義深いことだと思います。

教育環境整って、四月九日、第一期生

入学式と、京林大開校記念式典。記念式典には、皆川芳嗣林野庁長官はじめ各界から四五〇人が集まってくれました。地元和知の郷土芸能、人形浄瑠璃・万歳・太鼓で開式、山田京都府知事挨拶に続いて祝辞、祝電、諸方面協力者への感謝状、新入学生誓いの詞と続いた後、林業家速水亨氏の記念講演「これから林業経営と期待される人材」。

速水氏は「人々は見えないと理解できないものに不安を持つ→自らの存在意義を見つけるための物語りを求める→单なる稼ぎでなく社会的意義のある働きの仕事に意欲的」と語り、それを森林での仕事の価値・重要性と結び付けて説いてくれました。真に林大開校にふさわしい話と感銘を受けました。

実は不肖私、この新設林大の校長を担当することになりました。長野県に林大が誕生したのは昭和五十四年でしたが、その前年から信州大学勤務であった私は、その設立当初から非常勤講師を努め、名古屋大学に転じた後も、その定年退職後も継続して三十年余になります。今回も京都大の設立準備中の府庁から問われる

ままに、私なりに感じて来た林大のあり方や運営のノウハウを伝え、開校後の講義担当は承諾していたのですが、ふたを開けてみたら講師だけでなく校長と言う大任で、大いに驚いた次第です。

長らく停滞の林業不況の流れを変えるために一昨年「森林林業再生プラン」が策定されました。この再生プランでは、これまでの官主導の行政ではなく、たとえば経営者の創意工夫を伸ばし、森林組合を改革、民間事業体を育成し、技術や経営の近代化によって、日本林業の再生を図ろうとしていますが、そのため地域のリーダー（フォレスター制度）を重視しています。また、利用期の針葉樹人工林の活用の課題、森林が提供する諸々の環境の保全や地域文化の育成にも、優れた技術者、地域リーダーとなる人材が必要であることはいうまでもありません。そんな将来のための人材養成を、新設の京都林業大学校は目指しています。

小手先の技術や政策ではなく、その技術・政策が森林というものをしっかりと理解し、森林という自然が持つ摂理に沿ったものであること。で、「自然を愛する人は多いが、自然を尊敬できる人は少ない。自然を尊敬し、その摂理を生かせる人を育てたい」これを信条として、努力したいと思っています。ご支援よろしく。

# 「森林・林業再生プラン」を読み解く

岡田秀二

(岩手大学)

- I 章 わが国森林・林業政策の抜本改革  
1 はじめに  
2 本報告の内容概要
- II 章 「プラン期林政」改革の論理と方法  
3 「森林・林業再生プラン」は「新成長戦略」の基軸政策  
4 政策形成・実施プロセスのガバナンス化とイノベーション  
5 森林計画制度の分権化・地方主権化の新段階  
6 路網と機械によるシステム・イノベーション  
7 森林経営計画制度の創出  
8 論理としての「第3の道」への方向性  
9 「日本型フォレスター制度」  
10 産業的視点からは川上から川下・消費者までをイメージ

- III 章 「プラン期林政」改革の画期性  
12 森林政策史からみての「プラン期林政」の特徴  
13 現実が政治・行政・政策に求めていること
- IV 章 新しい時代の森林・林業政策の枠組み  
1 策の抜本改革

## I 章 わが国森林・林業政策の抜本改革

### 1 はじめに

皆さん、こんにちは。岡田でございます。

今日は「森林・林業再生プラン(以下、「プラン」)について話をする機会をつくりていただきました。主催の方々、ありがとうございました。主催の方々、皆様に心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

わが国の森林・林業政策は、二〇一〇年

年度以降大変革・抜本改正の歩みを始めておりますが、現場段階までは、その本質として考えていること、具体的な変更の側面、それらが整合的にうまく伝わっていないように感じております。皆さんからも同様のご指摘をたくさんいただいております。そこで今日は、政策文書の文字面と変更に係わる作業内容から誤解されることが多い「プラン」を、その内実を読み解くというような姿勢から、皆さんと一緒に「プラン」の目ざしているものが見えてくるような読み解き・テキストクリティックを行ってみたいと思います。

今後はそうした理解も根底に置きながら実務に当たっていただきたいたり、ご協力をいただきたい、このように念じております。

ところで私は、今回の大改革を「プラン期林政」と、こう呼んでおります。それは、「森林・林業再生プラン」に引き

続き現われて参ります「森林・林業基本計画」「全国森林計画」「地域森林計画」そして二〇二二年四月から始まりました

「市町村森林整備計画」、それとこれから作成いただく「森林経営計画」、さらには二〇一一年一月三〇日に大臣に答申をいたしましたが「国有林野の新たな管理・経営のあり方」、これらは一体のもとのとなつているからです。その全体像を「プラン期林政」と捉え、そういう枠組みでの理解をお願いしたいと、このように思つてゐるのです。

さて、四月一日からの整備計画に関しましては、正月を越えた段階から市町村は苦労をし、何とか仕上げた、ということかと思ひます。経営計画については、今まさに火がついた状況で、これに向けての対応に四苦八苦している状況かと思ひます。

こういう情勢・対応が続きますと、勢い、当面する必要事に認識が閉じ込められがちになります。そして、それが非常に大事であることは間違ひありません。しかしそうなると、全体像や「プラン期林政」とはそもそも何であったのか、何をどう変えようとしたのか、ということのあたりが不鮮明になつてまいります。その点からも、改めて、そのあたりのいわば底に沈んでいるけれども、上物全体を規定しているところの論理ないしは方法

論、こんなところについて、皆さんと確認し理解を深めてみたい、このように思つた次第です。

## 2 本報告の内容概要

そうは言いましても、与えられた時間は限られておりますので、本当は大事なところなのに省略しなければならなかつたり、地域に現在ある多様な問題や事実がどのように踏まえられているのか、あるいは、地域の現状から具体的にどう取組めばよいのか、など多くの疑問、質問があることと思ひますが、それらの点については、後の質問等の時間帯で補うこととさせていただきます。そこではご遠慮なくお出しくださるようお願ひいたします。

そこで目次ですが、II章において、画期性を九点に絞つて整理してみました。報告の重点はこのII章にあります。III章とIV章は、II章を共有できたとして、いわばそのまとめ的なことを記した部分です。九点に整理した画期性の内容について、あらかじめみておきますと、一番目、二番目は政策形成にかかるところです。三番目では、政策の主要なツールとしての計画制度の抜本改正の中身を見たいと思います。四番目、これは、今回の中でも象徴的な政策の変更になりますが、路網に関するところを皆さんと一緒に確認をしたいと思つています。

私は、つい先ほども今日の改正・改革は「抜本」改革である旨申し上げました。実は、農林水産大臣への答申文書の中にその点は明記しております。「プラン」の政策内容は、各検討会で練つた後、二〇一〇年一月三〇日に「改革の姿」としてまとめましたが、その冒頭で今回の改革は抜本改正であるということをまず宣言しています。

実は、私はそれを、林政の流れ、ないしは我が国経済、こういうところにも位

置づけて非常に画期性のある政策である、時期を画すに値する政策である、こういふことでも性格づけています。今日は、いかに画期的であるか、いかなる点に新しさがあるのか、これまでとの違いがあるのか、それを捉えることを通して、その回路から抜本性につなげていただきたい。抜本性に正面から立ち向かいますとともに時間内では説明は無理だと想います。

みたい。六番目は、森林経営計画という根底にあるものから少し上に上ってきて、それを前提にしたとき、これから政策は、どういう考え方で講ぜられるのかと

いう、論理に近いことについての話です。

端的には「第三の道」と新成長戦略には書かれていますが、日本がとるべき、林業・山村がとるべき「第三の道」について少し解説的にお話ををしてみたいと思っています。

七番目は、今日お集まりの皆さん、大多数が最も関心がおありかもしません。「日本型」のと、そういうかぎ括弧で形容詞をつけておりますが、日本型のフォレスター制度についてです。しかし、ただ単にフォレスターだけではございません。人材育成のすべてをもつてこれで象徴しておりますので、この点を少し述べてみたい。それから八番目、皆さん方の議論のところではあまり話題になつていませんが、林業における産業というものを、どう捉えたらよいのか、産業論としての林業の捉え方のいわばこれから必要な枠組みについてのことです。この点を皆さんと一緒になつて考えてみたいと思っています。

そして九番目は、森林組合改革です。

資源の成熟を前提に森林経営計画を核とする新たな山元の林業構造を形成し、高い生産性を実現する収穫の持続、それを

図ろうとするとき、森林組合には何が主な仕事として求められるのか。このあたりを一緒に考えてみたいと思っております。

## II章 「プラン期林政」改革

### 3 「森林・林業再生プラン」は「新成長戦略」の基軸政策

大きな話で恐縮ですが、実はこれが今回改定においては決定的に重要なものです。今日ペーパーで補った資料がございますが、二〇〇九年の一二月二十五日に、「森林・林業再生プラン」が私たちの前に登場をしてまいります。資料を見ていただきますと、三つの基本理念と書いてあります、これが非常に大事なところです。

それと三つの基本理念の上に二行にわたりて書かれているところがあります。すなわち、「わが国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換する」と。これが「プラン」に課せられた大きなミッションです。

もう一度読みたいと思います。コンクリート社会から木の社会へ転換する。キーワードとして後ほど「社会」ということについても少し触れてみたいと思っていましたが、コンクリートは象徴です。もう少し拡大して言いますと、コンクリート、

スチール、そしてプラスチック、これらから成っている社会を木の社会へと転換する。これがこの「プラン」の根っこにある非常に大事なものです。折に触れて思起こしていただければありがたいと思います。

また、循環型社会をどのようにしてつくるのか?すなわち「森林・林業再生プラン」をどのように実現するのか?その方法が先の三つの理念であると捉えていきたいと思います。それは、資料にありますように、ひとつは、森林の有する多面的機能を維持・発揮すること、二つめは森林・林業を地域資源創造型産業へつくり変え、編成替えし、再生すること、三つめは、木材の利用拡大、森林・林業をエネルギーにも拡大利用すること、であります。

少なくない人々から、「プラン」は一〇年後の木材自給率五〇%を目指にしたから、とにかく材を出せ、伐つてこいという生産計画でしかなく、それを行うと山はさらに荒れるし、さらに材価が低下して林業を壊してしまいう政策である、旨の批判をいたたくことがあります。しかし、ここをしっかりと確認するだけでも、それは全くの誤解であることがわかります。「プラン」は、森林の多面的機能の発揮を大事にし、その上で、林業と木材産業を、地域資源の循環型で創造型でも

ある産業へと、産業として作り直すということ、そして、社会における木材利用を拡大し、森林や木材のエネルギー利用についても拡大していく、というバランスのとれた政策で、それを実現することに係わる構造再編政策であるのです。如上のことは、二〇一〇年の六月一八日に全体が示されます、今後のわが国経済社会のビジョンである「新成長戦略」に「プラン」がいかに位置づいているかをみることで一層はつきり致します。

「新成長戦略」は、まず三つの分野・七つの戦略に分けてこれからの日本の舵取りを考えています。三つの分野とは、ひとつはイノベーションすることで成長をめざす分野です。一つめは、フロンティア分野で、工夫次第でなお大きな成長が期待されるところです。三つめは、改めて基盤としてその形成に力を入れるべき分野です。イノベーションとは、技術や経営やシステムを改革することで成長を図るというものです。ここにこれらの日本再生の大きな鍵があるのですが、全体をまとめて言つとすれば、日本をグリーン・イノベーション、ライフ・イノベーションによって再生するということです。実は、森林・林業・山村は、三つの分野の全てに係わっているのです。また、「新成長戦略」の具體化は二一のプロジェ

クトとして再編されています。第一が自然再生エネルギーの全量買い取り制度です。二つめ、環境未来都市構想。そして、第三番目が「森林・林業再生プラン」です。この頭から三つはいずれも森林・林業に密接に係わっています。わが国の、今後の先進国家としての安定は林業の再生を置いてない、ということです。私たちは改めて森林・林業セクターに閉じこもった理解ではなく、今後のわが国全体の社会構造や、基軸となる経済のあり方と係わる問題として、森林・林業を捉えなければなりません。

以上みてきたことを、私たちのこれまでの課題と係わらせてまとめてみますと、「プラン」は、

- ・グローバル段階の先進国家日本のこれから成長・安定がいかに可能か
- ・わが国の地域間格差や中山間地問題をいかに解決するか
- ・わが国の森林・林業問題解決と新たな維持にいかに応えていくか
- ・の3つの課題を丸ごと受け止めているとすることができます。

こうした形で森林・林業・山村政策が、わが国経済社会形成ビジョンの骨格に位置づくということは、これまで全くなかつたことです。ここに大きな画期性と抜本性があります。すなわち「プラン」が政策対象にするのは、森林・林業・山村と

そこに係わる人々であることはもちろんですが、実は関連する加工・流通業者そしてその消費者に加え、すべての国民も対象なのです。「森林・林業再生プラン」は、国を挙げて取組むべき課題なのです。それともうひとつは、政策をつくる仕組みというのが、できるだけ広く国民の意見も取り入れて行う。行政が一元的にという、そういう段階ではもはやない。これを強く打ち出したということです。この点の抜本性についても私どもはしっかりと見ておかなければいけないと思つています。

#### 4 政策形成・実施プロセスのガバナンス化とイノベーション

こうした森林・林業・山村政策の位置づけが抜本的に変わったことについては、何よりもその根底にわが国経済社会の置かれた国際的・国内的条件の変化があります。グローバル化とIT化です。また、資源・エネルギーを欲しいままに経済を拡大してきた大量生産・大量消費からの転換があります。また、それを具体化する上では、多くの人々・団体からの政策提言、方向転換への運動があつたことは見逃すことはできません。その結果政権交代がなされ、森林・林業政策分野では、政策形成・実施のガバナンス化とPDC A (plan-do-check-act) 化が実現をみ

たのです。この点は「プラン」の形成・実現と係わって極めて重要なことと言えます。

その展開を少しフォローしてみましょう。「プラン」の具体的な内容づくりには、政策提言をサポートしてきた研究者やNPOなど、それまで政策に批判的だった人々も数多く参加しています。また、その審議過程でも、実際に多くの提言や意見の吸い上げがなされています。その質と内容は、これまでの政策形成過程には全くみられなかつたものです。

こうして「改革の姿」が形を成しました。二〇一一年度はそのスタートの年度ですが、その出発年のわずかな期間においても、PDC.Aを回す森林・林業再生プラン実行管理委員会（以下、実行管理委員会）が機能しました。特徴は、PDC.Aを回すために、「プラン」の作成を行った四つの検討委員会が、解散されそのまま残ったことです。法制度等をつくるべき基本政策検討委員会の役割は、林政審議会に移りました。第一回目の実行管理委員会では、皆さんから要望、指摘をいただき、それを受けとめ、変更を加えております。あるいは弹性化しています。そしてつい最近の二〇一二年三月七日に第二回目の実行管理委員会を開催致しました。いずれ政策の形成過程と、それを遂行していく過程、この全体にか

かわって、これまでには全くなかった仕組みができる上がったわけです。疑問に思うこと等が反映できる仕組み、そういうものを今回の「プラン期林政」は携えている。制度を作った私たちがそれを積極的に活用し、「プラン」を地域に合ったよう実現していくこと、これからはその事が大事になっていくと思います。

また、推進体系と係わることですが、再生プラン推進の本部委員を見ていただきますと、一般的には行政縦割で仕組まれていますが、「プラン」は特に農林水産省省内横断の体系で、省を挙げての構成となっています。この点も「プラン」の特徴といえます。

さらにもうひとつ。政権与党の政策調査会の中に、二〇一二年三月一日付で森林・林業調査会が立ち上がっています。会長には、菅前総理があたり、副会长にかつて国土交通省の副大臣をしていた人や農林水産省の副大臣であった人、あるいは各省の政務官などが名前を連ねています。「プラン」の実現、森林・林業問題への対応は、省庁を横断し、各政党、各会派を超えてという姿勢を政治の側もつくつてきております。この側面も見逃せない点です。

さてここからは、具体的な改革面をみていくことにします。わが国森林政策の主要な政策ツールは、森林計画制度です。計画制度の歴史を丹念にたどっていただきますと、わが国林政がいかに時代に即応した道筋を歩んできたかということをおわかりいただけると思います。それを皆さんと一緒に確認して、その上で今回の改革の理解を得るということができれば一番いいのですが、その時間もありますので、端的に今回の改革の特徴あるいは抜本性を申し上げてみたいと思いま

## 5 森林計画制度の分権化・地方主権化 の新段階

森林計画制度の中で最も大きく変わったところ、それは市町村の森林整備計画制度です。市町村と林政というキーワードを入力いただき、林政史において市町村がどんな位置を占め、そこにはどんな経過があったのかというあたりを、トレスいただくと、多分驚かれると思います。市町村が計画制度の中に明確に位置づけられたのは、一九八三年になってからです。目的は民有林の間伐と保育の実行を高めることでした。したがって、人工林面積を一定規模以上有する市町村がその対象でした。民有林を有するすべての市町村が計画制度に位置づくのは一九八八年まで待たなければなりません。その間の一九九一年に市町村森林整備計画の内容が大きく拡充されました。そして今回

は、域内の国有林や森林整備センターの森林、あるいは県営林の実情までを踏まえた上で、私有林全体の管理経営に市町村が責任をもつ、という位置づけを与えたのです。

注意が必要なのは、林業の振興に市町村が大きな役割を負うということです。

資源を背景に置く計画制度において、自治体がなぜ林業振興のことを踏まえなければいけないのか、このあたりは大変興味深いことだと思います。それは後程触れることになりますが、市町村が新しくつくる森林経営計画の認定責任をもつからです。しかし、一方では実は市町村は森林計画制度の体系に位置づく以前に、林業振興計画を立て認定を受けることで、地域林業の振興政策主体として指定されていました歴史があります。自治体が林政に係わるその出発点に林業振興の課題があつた点は記憶しておいてもよいと思います。

次も大きな変更点です。森林の管理経営の背景をなすゾーニングのカテゴリーや具体的区分の責任主体が今回から市町村となつたのです。しかも住民にわかりやすいということを考えて、できるだけ図面計画にすることになりました。この図面も国有林、民有林、それぞれ別々の図面ではなく、一体化することが望ましいとされています。とくにも来年度（一

〇一三年）からは、民有林と国有林が政策上で大きく一体化しますので、各市町村は、国有林野に相談をするとすぐにも国有林の図面は出してもらえます。お金に窮屈な市町村は国有林野との上手な話し合いの中で、一体化した図面をつくってもらうということもできるかもしれません。

また、具体的な施業にかかわるところの基準は都道府県ではなく、市町村が行わなければなりません。こういう考え方で法律改正がなされました。天然生林、これは東北、北海道あるいは北陸や中国地方も大変気になるところだと思います。天然更新作業をどう定着させるのか、市町村にそうした大事な資源管理のあり方や具体的基準も任されているのです。

さらに、路網整備や機械化の促進。あるいは森林経営の受委託の促進方針などを明らかにしなければなりません。そうして市町村の森林整備計画制度はマスター プラン化せよと、このように言っているわけです。その内容は、ひとつは、きっちりとした基本計画であること、そして同時に、その基本計画を具体化していくところのある施策を持つた、目標実現の方法論（計画）であること。そして、それが現場でしっかりと実効性あるものになつているかどうか。それをも含めて年度、年度のしっかりとした事業計画、そんな

ものもあるかどうか。こんなことを内容として含む。それがマスタープランと言っていることの大変な側面のひとつと言えます。

それともうひとつの側面は、これが実は市町村の領域全体に通ずるマスタープラン化ということにならうかと思いますが、路網のことを考えていただくとわかるかと思います。路網については、簡単につけるというわけにはまいりません。どんな地質構造を持ち、どんな傾斜度を持ち、どんなこれまでの森林の取り扱いがあって、そして周辺の道路網との関係や如何。あるいは集落との関係はどうなっているだろう、農地はどうだろう。すなわち農道だ、一般道路だ、そんなところの全体像からの発想というのがきっちりないと、この路網の体系というのはできません。こういうことを含めて、あるいは農地の場合は特に林野がどういう取り扱いをするかで、がらっとその生産力は変わってまいります。また、市町村の環境計画や自然保護・開発計画とも関わってきます。そういうことを含めて森林の整備計画が立てられなければならない。マスター プラン化というのは、これまでの形骸化した森林整備計画とは全く意味が違い、それは森林管理における市町村の主体性・主権をよく示すものに転換するということです。

先ほど市町村がこれからは林業振興にも責任をもつことになるという話をしました。この点についても若干補っておきます。そしてそれは内容としてはまさに山村の問題ということができます。

低成長に入って、高度成長期の過疎という問題が、いわば第二の過疎問題といふことで、地域は大変窮屈になつてまいります。その背景は何かというと、特にも山村地域の経済は公共投資が大きい比重を占めていた。公的資本形成が、すなわち地域の経済である。こういう実態が高度成長期以降ずっと続いてきたわけです。その公共投資が大きく絞られてきたわけです。こうした展開と構造の中で実は市町村が林業振興、経済振興の中心にならざるを得ない。自治体の経済化、経済の自治体化というのが、この間の背景として起っているということです。市町村は地域の資源と同時に経済の仕組みをも担つていかなければいけない。このことが今回の抜本改正にも貫かれているのです。

お手元の図の計画体系図の左側と右側、これが今回変わったところを示しておりますが、この矢印がどこから出ているか、ということを追っていただきますと、いずれも市町村の整備計画、これから出でおります。計画制度はいかに市町村の整備計画、これを軸に変わったか、変えて

いるかということをご理解いただけます。

さて、この計画制度の改正を明らかにしたとき、皆さんから大変なお叱りを受けました。市町村に専門職で林業を担当できるのは、大きな都市、あるいは合併してどうしてもそういう担当者を置かなければいけない、そういう市町村以外にはない。マスター・プラン化して、きちっとやりましょうなんて言つても、それ

ただ単に国と県の仕事を市町村に押しつけただけだろう。そうではありません。もう一つの面としてはご存知の分権化、この面からも見ていただきたいと思います。特に今時の分権化は一九九五年以降、分権改革推進法が閣議決定し、そして国会決議です。それ以降二〇〇〇年にになってから、四五七件の法律が一括で通った地方分権一括法があります。これ以降、私たちは既に市町村つまり首長権限というものが大変多いということを、しっかりと見ておかなければならぬと思います。

改革論議のさなかに、様々な団体、グループからいろいろな提言書をいただいている。それは、たとえば北海道の町村は町村維持さえ大変難しい。町村単位に資源管理責任は負えない。それよりは数カ町村でやらせてもらえないか、といった内容です。数カ町村一緒になつて、いわば何カ町村整備計画みたいなことではどうか、ということもいただいたのです。総務省や財務省の見解も聞いておりますが、分権の一括法、あるいは分権の制度というものは大変縛りが強いものです。一度権限として地方に移管したもの、国がもう一回よこしなさいとか、府県がもう一回よこしなさい、吸い上げるよ等、これは絶対にできないそうです。わが国の憲法と法律の体系が、そのように仕組まれているのです。

そういう意味で、この分権というものをまさに画一論理で地方が要求し過ぎたという面は反省があつていいかもせません。分権で責任を持つと言つた限りは、責任を持たなければいけない。そこに責任を持たなければ、係わるところの資源も、そこに住んでいる住人も大変な不利益をこうむってしまう、こういうことが出てくる。しかし、今回の「プラン」に込められているのは、こうした後退的側面からの展開見通しではなく、住民一人ひとりが参加し、責任をもつ自治の単位が、同時にその地域の資源にも責任をもつのは当たり前という、いわば住民と地域の分断的ベクトルにあつたものを、住民が地域資源を取り戻すベクトルへと転換ができるようになると考へてのことなのであります。もちろん、後ほど出てまいりますが、それを助け、また協力関係をもつところのいわば国家としてのセーフティネット

は仕組んでおります。いずれ、資源成熟期において、その資源を様々なニーズに応えながら生産力としてもあるレベルを維持し、循環型の社会基盤・社会資本として管理することの最終的責任主体は市町村であり、それは、市町村森林整備計画を通じて行うということなのです。

## 6 路網と機械によるシステム・イノベーション

次は路網についてです。大きな改革をここにも読み取ることができます。路網については、林道を作設後、それがいつの間にか市町村道になっていた、というケースが数多くあります。山村地域の市町村の立場に立ちますと、道路行政の縦割りと公共事業の箇所づけ、予算配分基準からもたらされる不利な状況打破のためにはやむを得なかつたのです。

それから、路網については、伐出をする、搬出をする、そのための施設である、こういう認識が強くありました。これは実は理論としてもそうなっていました。ご存知のマシューズの理論は、まさにそうです。伐採対象森林の蓄積がどれぐらいいあるのか。金額ベースでどのくらいになり、伐採・搬出の道路コストにどのくらい費やせるのか、お金の多寡が合えばそれを基準に道をつける、そう習ってきました。

これからはそうではなく、成熟した資源をまさに持続的に循環利用する。生産と消費そして再投資が循環するように、

その基盤としての林道。しかも、自然の保護も、あるいは地域の様々な産業や人々の生活の仕組みをも考えつ。そして今からはシステムとしてもイノベーションさせ、循環型産業をつくって行くには、伐採対象林分のことだけではなく、森林を丸ごと管理し、その面的・空間的機能発揮を考えたときの路線計画と路線密度。

これらを、あらかじめ目標として持つことが大事です。すなわち路網整備の考え方がこれまでとまるで違うのです。実はここに抜本性・画期性がある。もちろん、そうした基本のレベルから管理経営技術にまで係わる転換は一朝一夕にできる話ではありません。これも先ほどの市町村整備計画と同様です。すなわち、そういうことを指導できる人をしっかりと張りつけ、サポートをする。こういうことがないと、新たな路網整備は実現しない。そう考えているのです。

資料にあるような姿をイメージとして整理をしております。林業の専用道、森林作業道整備が中心となります。架線についても一定の整理をしながら、産業としての循環ということを思考の軸においています。これをあらかじめ市町村森林整備計画に書き込むことで専用道は単

独で、作業道は他の施設との抱き合わせになりますが、補助の対象にすることを考えたわけです。

それともうひとつは、所有者が不明であるとか、不在であるとかの対応についてです。二〇一一年の三月末、政治状勢が不安定なときでした。各党、各会派全ての賛成を得、いち早く法律を通して、震災対応ということもあって、一ヶ月の公告縦覧期間があれば知事の権限で勧告をし、路網の開設ができるようになっております。

しかし、作業道と専用道につきましては、地域実態には相違とバラエティがあるのに補助金基準は画一であるということからいろいろとご批判をいただいたら、使い勝手がよくない制度になつた等の指摘もいただきました。実行管理委員会に文書で直接届けられたケースもありますし、意見として都道府県を通じて出されたものもあります。それらには、弾力的な対応をします、という回答をお届けしています。改革の主旨に則っており、持続ある地域生活、地域産業の育成に資する内容であれば申し出でいただきたい。大事な論理を共有する限り、地域各々が使い勝手のいい政策にしていくことを心掛けたい。地域の主体的な、地域の実情を踏まえた工夫が通っていく、そういう政策にしていきたいと思っています。

回の抜本改正のそれがいわば願いですか  
ら、ぜひともその内実を一緒につくるよ  
う、参加と責任を共有していただきたい。

これまで多くの人が指摘してきたよう  
に、国レベルの政策整理においては、こ  
れだけ多様性のある地域実態を丸ごと受  
けとめ、それらを法案に、ないしは文章  
化して書き込むということはできません。  
そこでは基軸論理と代表的タイプについ  
て整理をし、そのレベルで書き込むのが  
精いっぱいです。地域のこれはどうだ、  
これは相談事にならないか等々というの  
は、地域の中で皆さんがこれからつくっ  
ていくことである。このように思ってい  
ます。府県ごとに異なる方針や基準があ  
るのは、こうした考え方からです。

お手元の図に示しました内容は、森林  
の実情をしっかりと踏まえた路網にして  
いく。すなわち、傾斜だと地質構造だ  
とか、生態系を踏まえて、ということです。

実際に経済性や、産業化・経済化が  
可能なレベル、そして社会性という問題

までを考えた場合、山村地域の森林・林  
業の現状は、他の産業に比べていかにも  
体制としての弱点が多すぎる。生産性に  
ついては、国内の他産業に見劣りが  
あるだけではなくて、海外の林業と比べ  
てもその差は大きい。しかし、今の日本  
の産業や技術の到達レベルを踏まえるな

ら、路網基盤の充実と専門的職業人とし  
ての人々のスキルアップにより一〇年で  
追いつくことは十分可能であると思いま  
す。その時の目標としてはヘクタール一  
〇〇m<sup>2</sup>、あるいは、大体作業ポイントか  
ら少なくとも二〇〇m以内では林縁にな  
る。作業道のポイントからだと、せいぜ  
い七五m位で全てに届く、このレベルを  
整えることで、地域と地域資源の循環が  
可能になり、生産性としては外材と競争  
をして遜色のないことを見通したのです。  
これも皆さんからの意見の上に整理をし  
た基準・目標です。

## 7 森林經營計画制度の創出

いよいよ森林經營計画制度の項に入り  
ます。今回の改革を象徴する非常に大事  
な制度です。改革の本丸といえるもので  
す。その内容もキーフレーズで言うと、  
資源の社会化と持続性の装置ということ  
ができます。所有と經營の分離による山  
村・林業の循環エンジン部分と言つてよ  
いと思います。

その根底にあるのは、森林は自然特性  
によつてつくられる個性的空間である、  
と捉えることです。面として、生態系の  
維持に配慮することをまずは大事にしな  
ければならないと考えたのです。それが  
生産力維持にも様々な機能発揮にも効率  
的であるといえます。それは、すでに

林班として、わが国の全ての森林につい  
て整理されています。非常に大雑把に言  
いますと、日本全体の民有林平均で六〇  
ha位と言われています。これをいくつか  
合わせた括りを管理經營の単位にしよう  
とのことです。そうするとそこには多数  
の所有者が含まれるケースがあるでしょ  
うし、森林に即してみると、樹種の多様  
性や人工林、天然性林、広葉樹も針葉樹  
も含まれることになるでしょう。それら  
を丸ごと受け止めるのです。この全体を  
考えて、この単位でもって經營計画を組  
むのです。その内容の中心は、まずは森  
林の現況を把握し、そして五年間の林木  
生産（主伐、間伐別）の計画、あるいは  
森林に手を加え整備する計画、路網整  
備の計画等ですが、加えて、四〇年先を  
見通した管理經營の方針や計画の前提と  
してのこれまでの施業（取扱い）履歴、  
自然保護に対する配慮、經營の規模拡大  
目標、施業の共同化等のことなどを明ら  
かにして、地元市町村の認定を得るとい  
うものです。

これが全ての民有林でつくられますと、  
市町村ごとにもちろんですが、日本全  
体で森林が今どのような状況にあるのか、  
今後五カ年内にはどのくらいの林木生  
産があり、どのくらいの森林整備がど  
うのくらい行われるのか、ということ  
が明らかになり、したがって整備が行き

届いていない森林がどこにあるのかもわかるというわけです。

すなわち森林経営計画は、森林生態系維持の単位であり、生産保続の単位であり、その意味では投資の単位でもある、ということができるのです。これがありましてと、作業に係わる事業体や森林経営をする主体においても、投資と収益の見通しが立ち、そこには仕事量・雇用の見通しも、したがって地域社会としての持続性を見通し、つくっていくことが可能となるのです。つまり、今後はこの単位に政策も講じていくことになるわけです。

このいわば山元循環エンジンがうまく回っていくためには、同時に仕組まなければならぬいくつかのシステム・装置があります。そのひとつが、想定する森林経営計画の中に多数の所有者が含まれる場合のものです。本来は多数の所有者の共同の形として森林経営計画をつくりしていく、という所有者側からの主体的動きが望ましいのですが、いずれ、そうした内実を含む経営計画の集約化に向けてのことです。

この局面に係わって、意欲ある自伐林家の切り捨てである、との批判をする人が少なくありません。しかし「プラン」はそんなことは毛頭考えておりません。これから先も後継者がいて、森林の時間軸を考え、一〇年、三〇年、四〇年後の生産の持続が見込まれ、できるだけ補助金をあまり頼りにしなくとも生産が続けられるのであれば何ら問題はありません。しかし、何回アンケートをとつてみても、回答を寄せた所有者の七、八割までは、管理経営をしっかりとしてくれる主体に任せたいという意向が出てくるのです。意欲ある自伐林家が、これらの人々の森林経営も受け止めて、より大きな規模として森林経営を行い、そこに地域の多くの人を雇用するというような姿になることを、この政策は考えているのです。ただ、自分の家の財産だけを自分の家の単位で小規模にやっていけばよい、というのでは、森林資源のもつてゐる社会性に照らして、多様な機能発揮を求める人々に対して、所有者・管理者として責任ある対応とはいえないよう思ふのです。それは、山村を一層疲弊させる途ではないかと、これまでの山間地域の展開をみて深く思つてゐるのです。

多くの人々が住まい、生活できる可能性のある森林を、座して不健康な状態にする前に、これまでの森林イコール個人財産という考えに凝り固まるのではなく、それをも包みつつ、しかしそれを超えて所有者も地域も生きるようなあり方を今こそ厳然と追求すべきであると思つています。

さて、森林経営計画づくりと同時に行うべき課題はまだあります。そのひとつは、こうしてこれまでにない経営単位をつくったとして、そこでの事業を行う主体がいるのか、という問題です。実はこそがグリーン・ニューディールの中核の問題で、山村での資本形成と雇用創出に係わるものです。森林組合作業班の充実や既存素材生産事業体の充実・育成がなにより現実的であると思ひます。しかし同時に、地域外からも、あるいは産業分野を超えて、地域に事業体が来てくれるということがあつてもよいでしょうし、できる限り歓迎すべきことと思います。また、大きな所有者や事業体等の他に出している子弟や親せき・知己が関連する人々の支援や技術提供を受けて起業するというようなことについても、地域をあげてサポートすべきであると思つています。こうした試みの政策的支援についても今回は関連施策として用意されております。

次には、山間地の様々な主体や人々の協力・協働で、そしてまた国民を挙げてこうしたグリーン・ニューディールの端緒についたとして、すなわちそれは成熟した森林から林木生産が行われ木材が出てくるということですが、それをどのように製材や加工所に届けるのか、という点での課題です。高性能な機械や山元で

のシステムとしてイノベーションを起こし、材を出してきても、加工までの間の素材流通についてはやはり工夫が必要です。山元の林業構造がいかに刷新できたとしても、加工分野の所在地から見る限りそれらは依然として分散的であることには変わりはないし、樹種や木の形状・質の多様性を払拭することはできないからです。さらに、森林経営計画に含まれる広葉樹の生産・管理の持続性については、施業体系や伐出方法についても課題として残されています。むしろこれらは地域ごとに特徴あるものを早急に形成し、地域構造としてつくっていかなければならぬ課題であると考えています。

一〇年後に考えられる林業経営の姿とそれらが織りなす山元林業構造のイメージを資料として示しました。

森林経営計画の形成は、すなわち新たな山元林業構造の形成であり、これが抜本改正の根幹にあるものです。そこには山村の新しい姿も見えてきます。それが、わが国の森林の管理と地域の産業、そして林業を踏まえた新しい循環型の低炭素の社会構造をつくる、ということなのです。この展開なくして、わが国が循環型社会に変わることはできないと思います。また、今そこに向け歩み出さなければ、農山村は瓦解するでしょうし、林業が産業として成り立つことはなく、森林もま

た劣化し、持続的なものとなることはできない。転換の切り札はまさに森林経営計画であると考えています。間伐対象林分、針葉樹、広葉樹、これらの丸ごとをしっかりと管理し、お金にする、こういうことの強い意思です。

ここについても皆さんから反論に近い議論がいろいろ出されております。しかし、意欲と能力をもって、新しい構造をつくる、そういうことが確認できれば、

経営計画としての一応の基準からはみ出るところがあつたとしても、それは地域の仕組みの特殊性という理解から、あるいは移行期のアローワンスということから、できるだけ幅広な対応をするという考え方でありますので、実情を踏まえた計画をつくり、県や林野庁と相談をいただきたいと思っています。

それから、一〇年後の経営モデルについて所得やコストに関する試算もしています。しかし、一〇年後の間伐には、補助金はカウントされません。一〇年後は、間伐には補助が出ないことを想定いただきたい。それでも間伐を行って飯が食べられる。生態管理もできる、そうした条件をこの一〇年間のうちにづくり上げる。路網と作業システムのトータルでイノベーションを起こしていく、そうした強い意志を共有いただけますと幸いです。

ご存知のように、同じ農水の中でも農業の公共投資は事業種によつては四割減から半減であります。国交省においては五割を超えて減ぜられている事業もあります。林野サイドの公共は、実際は結構なお金と前年比でプラスで来ている場合もあります。一〇年経つたら間伐の補助金はない、ということも十分考えられるのです。

## 8 論理として「第三の道」への方向性

ここで、先に見た新成長戦略を貫く考え方のひとつである「第三の道」について、閑話休題的になるかも知れませんがみておきたいと思います。これは経営計画にも貫かれており、当然のよう補助金の問題とも関係します。新成長戦略は、「第三の道」という考え方で政策運営し、施策が講ぜられていくことになります。「第三の道」ですから第一と第二があるわけです。「第一の道」は、戦後のイギリスや世界全体も彼が仕組んだといえるケインズという人の考え方で、ケインズ主義といわれます。ケインズは、最初から学者ではなく役人や国連にも勤めています。そういう実務家でもあり、政策マンでもある、という人なのです。ベバリッジという人も同様の考え方で、同じ戦後の世界安定に貢献します。経済の仕組みというのは国家が相當に面倒を

見ながら需要調整なり需要を喚起したり、あるいは国家みずからが需要をつくつていくということをしていかないと資本主義というのは安定しないとの考え方です。これがいわば「第一の道」です。

「第二の道」というのは端的に言いますと、「サッチャー、レーガン、中曾根」と、こう言われた時期があるのをご存知かと思います。要するに、先の「第一の道」で経済を国家が丸抱えしていくと國家財政が赤字になつたり、政策運営にも矛盾が出たり、生産性も悪いし、法律違反等の醜がいっぱい出てきたりとか、役人天国も当然のように出でてくる。当初予算だとか、そんなことよりは補正、補正。そして、母屋と言われる一般会計よりも特別会計が山ほどもあって、それらが潤つてといふ。それではいかん。経済と国家のあり方を変える。国の役割は小さく、市場メカニズムが歪められない仕組みにしていく。これが「第二の道」です。この考え方立つアメリカ、イギリス、日本の国家運営時の元首がレーガン、サッチャー、中曾根さんです。また、日本で強烈な力を發揮したのがご存知の小泉元首相です。

しかし、この市場主義は何をもたらしたかというと、格差と極めて金持ち層の一部の人たちだけをつくつて、圧倒的多数を生活が立ち行かない状況にしていつ

たわけです。農山村は一層厳しい生活を強いられ、都市では多数の失業者が出てる。これが当時の状況を象徴するもので、国家も経済を丸抱えしちゃいかん。しかし、市場主義一辺倒もいかん。これを乗り越え「第三の道」として、あらゆる政策なり考え方、国家の仕組みというのを是正していく。こういうことが新成長戦略のいわば論理となつたのです。アメリカは少し違いますが、イギリスが同様の考えです。

これを森林・林業に当てはめてみると、森林・林業は、わが国の産業構造の仕組みとしての二重構造のうち、あえて資本主義化に力を入れて来なかつた分野として位置づけられてきました。わが国の産業の仕組みとわが国の経済の安定は、自動車だとか、あるいは極めて精巧な精密機器、これらをつくることで海外にどんどん輸出をしていき、それによつてお金をもうけてくる。それらをいわば均霑するがごとくに一次産業に資金投下し一次産業を下支えしていく。あるいは少しずつ農山村の問題を解決しながら近代化していく、これがこれまでの一次産業と他産業との関係だったのです。一九六四年の林業基本法も、産業立法だというふうに言っておりますが、実は内容を詳し

く読んでいきますと、如上のレベルで、いうことがしっかりと書き込まれています。

しかし、今回は違うのです。先進国家としてのわが国を支えるのが森林・林業であり、グリーン・ニューディールの中身はこれである、というふうに謳つたのが、先ほど言いました新成長戦略です。七つの分野、二二の戦略プロジェクト、この最も大事なところは、森林・林業です。この分野の構造をイノベーションする。もちろん潜在する大きな需要もある。それを表にしていく。森林・林業はこれまで国家丸抱えに近かつた。産業化のレベルとそこでの生産性追求は、わが国の他産業と比べても、海外の林業と比べても、いかにも見劣りをしています。すなわち市場主義はなお追求するところは追求する。しかし、一方でしっかりと今日は段階で国家が支えなければいけない、国家が規制として強めなければいけないところは強めていく。それでいて官から民へ。これもやりましょう。分権とは言つても市場メカニズムが働かない官官分権では困る。官から民へ、これも貫く。この考え方はこれから先の林政体系をも貫くものとして維持する。ここは非常に大事なところであります。最後にまた少し触れたいと思っているのですが、留意してくださいと幸いです。

さらに、ここで気になるのは「社会」という言葉です。個人と国に分けながら人間社会を組み替えて近代化に邁進してきた。方法論として、個人の自由、あるいは国家丸抱え的対応の中では、我が国は、社会というものを、実質的に見えなくしたり、壊してきたのです。要するに、個人と国家にどんどん分裂していくものですから、社会を抱えていない市場や国家は、どこかバランスがよくない。社会というものは個人も団体も共同も全部が係わることで出来ているものです。みずからが構成するもので、そういうものとして社会というのあります。

ところが、協同とか自治体とか、あるいはグループだとかというの、国家が出てくると、力のないものとしてすぐにもはじき飛ばされるのです。しかし、生産と生活の全体に係わる者の意志が反映するには、もう一回、社会というものを意識的に形成し、そこがしっかりと内容あるものになることが、経済と国家、個人と国の双方に期待されるもの・ことの発揮には不可欠なのです。

今までにはなかつた市町村森林整備計画を形成し、また、森林經營計画を構成していこうとの試みは、抽象的、理論的には、実は新たな公共としての「社会」の形成なのです。

## 9 「日本型フォレスター制度」

注目のところに入ってきたが、なんだん時間が押してきました。スピードをあげて進めることになります。フォレスター制度の前に「日本型」とついております。それと、今日ペーパーを提供しましたが、二枚目に大きな図が書いてあるものがございます。これは地域の実態と、それが持っているさまざまな問題をどういう政策でサポートしていくのか、それらを全体として示した図ですが、この図をよく見ていただきますと、一番左側に上から下まで通して日本型フォレスター制度と描かれています。確認いただきまして、日本型フォレスターはすべての政策、構造に係わる、国家が新しく仕組んだところのセーフティネットである。実は日本型フォレスター制度というのは、政策全体・構造全体のセーフティネットの性格をもっているということです。どの政策、どの問題を解決するに当たっても、これから先の日本型ニューディールをつくっていく日本型グリーン・エコノミーレスター制度を彼らのセーフティネットとして、一体のものとして張って行くということです。もちろんフォレスター

だけではありません。経営計画の基礎となる過程については、既に平成一八年度からプランナーの育成事業というのを始めておりますが、プランナーですか作業道作設のオペレーター等についても、国が責任をもって育成していく。そうして一方では、新しい林業構造全体を動かしていくためのエンジンであったり、ペースメーカーであったり、という役割をも担つてもらうものとして位置づけているのです。つまり、今回の改革の目玉中の目玉なのです。

ですから技能的な、現場サイドでしっかり指導をいただく、フォレストリーダー、フォレストマネージャー、そのように言われる人々も含めて日本型フォレスター制度と捉えることができます。これが今までの補助金だとか、融資、税制措置あるいは金融措置だとか、そういうものと同じ意味合いの、国家としてのセーフティネットであり、一方ではサブの動力でもあるというわけです。市町村には専門家がいないのに多くのことを押しつけていふ々々という話があります。昨年度、今年度につきましては、フォレスター予備軍である准フォレスター段階にとどまっていますが、急ぎ育成・研修の体制を整え、市町村のサポートができるようになります。国はこの制度を急ぎ整えることが大事であるということで、平成二五

年度までに、フォレスターそのものについてはできれば二、〇〇〇人くらいはしっかりと張りつけていくと考えています。

あるいは、プランナーの場合ですと二、一〇〇人ぐらいは育成する。さらに、現場サイドにおいては五、〇〇〇人からのそういう人々を張りめぐらせる。これは国家が仕組むところのセーフティネットですから、何としても仕組んでいく。これがないことには、プラン全体というのは動いていかない、こういう位置づけで対応しているのです。

二〇一一年度までは、今は都道府県と国有林の職員を中心に准フォレスターをつくるべく研修しておりますが、二〇一二年度の四月一日からは、事業体や雇い主の了解を確認できれば、民間の人もこの研修に参加をいただきたいと考えております。日本型フォレスター制度は、そこに係わる一人一人が役割分担し、新しい政策構想の全体像に通じて政策理論とツールと現場を一体化させ前に進めようということなのです。ですから、そこには木材の流通・加工分野に関する「コーディネーター」についても、この制度の一環として位置づけています。

フォレスター、プランナー、オペレーター、マネージャー、コーディネーター各々に何を期待し、どんな技術や対応方法を得ている場合に資格を与えたり、ネー

ミングするのかということについては、後程林野庁のウェブサイトから改めて確認をしていただきたく思います。ここでは、よく話題になりますフォレスターそのものについて、そこにはどんなことが求められるのか、と言ったいわば理想的「像」について触れてみたいと思います。

この点は、検討会に参加をした人すべての合意ということでは必ずしもありませんが、多くの人の要請をまとめたものとすることになります。その限りで言うと、欲張った目標像ということになりますが。

これから林政、森林政策は、①林業、木材産業を中心とする産業軸に係わることと、②国土保全や環境の維持保全に係わること、③中山間地域の生活や地域の問題あるいは都市をも含め、地域間でネットワーク化して対応する課題等、地域軸に係わること、の三軸課題についてバランスより総合的に対処していくなければなりません。したがってフォレスターには、森林政策に係わる課題を総合的な視点から把握し、対処できる知識を有していことが求められます。たとえば地域のゾーニングについて明確な指針を出せることはとても大事なことです。その上で、各々ゾーニングされた森林の具体的取り扱いについて、やはり将来のことも考え、施業について指導ができるということ

とは本来のこととして不可欠です。あらゆる目的に照らして森林の取扱いの具体化ができるということです。その結論を得るまでの間に多くの他分野の専門家の意見等を聞いて、それらを踏まえて、というような対応の柔軟さについても必要でしょう。

これを本来的技術専門性ということができます。フォレスターには、このほかに、次の二つのことも求められます。それは、ひとつは、行政的なことも分かる行政専門性です。そしてもうひとつは、当該する地域のことを踏まえられる地域の理解者・地域の代表者性ということです。地域の森林取扱いに係わることとはいえ、森林そのものが本質として公共性、公益性をもつ財です。国や県等の係わり方は今まで通りではないとしても、これからも深い係わりの中で森林は存在していくことになります。法や行政的知識の修得はフォレスターには不可欠なことです。

また、森林は地域性が強いということから、地域の個性というものがわかる者、そういう人をしっかりとつくっていく必要があります。地域代表的性格もあると望ましいといえます。たとえば国有林の場合、現状ですと署長さんクラスでは、二年もしない内に転勤するのですが、少なくとも五年くらいは居てもらう。平成

二五年度四月一日以降の一般会計化も含めて、国有林野の職員は地域を丸ごとしっかりとサポートする者として位置づくことになります。セーフティネットの新しい形がそこにあります、それがあつて初めて「一月三〇日の国有林に係わる答申」が生きてきます。そのことは実は県庁の職員の方々も一緒です。町村から見、あるいは組合から見ると、県庁のお役人は管理地のことによくは知らない等の批判がたくさんあったと思います。フォレスラー制度は地域をも大きく変えるのです。ところで、加工・流通のコーディネーターについては、これも資格制度として創つていきたいという大方の意見が出ていましたが、制度化への具体的整理がなお進んでいない状況にあります。

## 10 産業的視点からは川上から川下・消費者までをイメージ

この項目での話には、森林・林業・山村そして木材についての奥行きと広がりのある面が出てきます。みんなの日常的関心事とどこかで接点をもつことを期待しています。そこを入口により「層森林・林業・山村問題」と係わりを持つくだされば幸いです。

さて、今回の抜本改革は、林政の産業的側面の確立に大きな特徴があります。これまでの林政史の中にも産業視点が強

調されていた時期が何回かありました。はじめに、今回はそれらとどこが違うのかを指摘したいと思います。

まず、明治期・戦後すぐの時期に産業化的展開がありますが、その時期の特徴は、対象が天然林、天然生林と国有林であったことです。産業論の根っこには、天然資源採取業ともいえる性格があります。

昭和三〇年代にも大きな盛り上がりをみせた時期があります。民有林、とくに農林家所有林の人工造林化、拡大造林化の時期で、林業基本法という法律もつくりました。このときは、民有林を中心いて植林し、資源を造成することが内容でした。

今回は、こうした歴史の上に立って、国有林、民有林も含め、資源が成熟し、旺盛な成長のある森林を対象にしています。しかも、人の手が入った人工林だけでなく天然生林も対象です。そして同じく産業化で代表されますが、今回は成熟森林を循環する創造型産業として形成するという点に特徴があります。生産側の、出荷し收入を得れば経済的には完成、あるいは消費者側の市場での選択購入との利用で一巡、というのではなく、生産者側から消費者サイドまで、そして再び生産者側への大きな循環が一体のものとして産業化する、ということです。

実はかつては、地域毎に製材工場やその他の加工業があり、木工業や大工・工務店、関連産業もあってそれなりに消費段階まで見えていたり、物・人・金の循環も見えるということもありました。しかし、外材化と市場拡大、技術向上が大きく構造を変えました。循環という点からみると、まず輸入丸太が入ってきて、いわゆる川上が大循環との線を細くしました。次に、製品輸入段階になると、川中と川下とのつながりが大きく細りました。そして今や住宅輸入段階で、川下と消費者の循環も細っています。サプライチェーンの途中から外材が入り、川上・川中・川下が各々毎の循環を形成、国産材の大循環には川上から消費者まではとても遠く、見えていない、切断されているのです。国産材自給率を高めるには、再びこの大循環を取り戻す必要があるのです。しかも、この間には、木質から非木質への代替物が、それら各々循環の不可欠の要素として、深く深く行きわたり定着化しています。今回の循環型産業論視点の追求とは、こうした大きな深い構造の変革に係わることを意味しているのです。各々毎の循環となつて動いているものを再編し、国産材で全体をつないで行くのですが、それにはどの段階においても需要側と生産側が現在の国産材の流通を大きく変革するだけでなく、外材と

各々循環の連なりを断ち切る程のシステム・イノベーションが必要になります。その前提には需要・供給各々にもイノベーションが必要です。一方では、それを通じ新たな需要拡大を図るということです。それは冒頭で述べた社会全体を低炭素の循環型社会につくり替えるという大きな目標の実現ということなのです。これらは冒頭で述べた社会全体からなる需要者、消費者との十全な意志疎通と合意、協力関係が不可欠です。もしそうができると、コンクリートから木へ、スチールから木へ、そしてプラスチックから木への転換は、それぞれの更新をも含めると限りない需要が持続的に出てくるということになります。今回の循環型産業視点の実現には、国民全体の協力とアイディア提供、そして需要と供給双方の側からの一体的立ち上げが理想なのです。

「プラン」は、供給側の構造変革を求める供給サイドの経済学の政策化で、デフレ下の状況では誤りであるとの指摘をする学者もいますが、それは「プラン」の真意と全体を捉えきれていないことによる誤解です。

また、これまで林業というと、植林から始まり立派な木を育てるところまでを言い、農業と同じような技術体系と捉えることも多かったのですが、循環産業の根柢としての伐採と更新の統一や一体化

は異なる産業であるということができま

す。それは、むしろ伐採から始まり、長いサプライチェーンを通り、消費者による利用そしてその山元への再投資プラスアルファの還元というサイクルが基本循環を成すと捉えられるのです。この産業循環を通じての物とサービスの提供が国民生活には不可欠である限り「プラン」は何としても実現しなければなりません。

ここで「プラン」が整理しています。「国産材の加工・流通・利用検討委員会」での需要開拓の具体的課題と流通面の課題についてほんの少しだけ見ておきます。公共建築物の木造・木質化については法律化を果たしましたが、商業建築物への木材利用や内装材、リフォーム用材の開発と利用に多くの期待があります。また、省エネ改修・耐震化部材の普及は緊急の国家的課題でもあります。しかし、一方では住宅に依存してきた需要からの飛躍も必要です。たとえば、土木・造園用資材、家具、建具、さらには木質バイオマス利用の拡大です。パートナーファイバー各ボード、ウッド・プラスチック製品、バイオマスの液体・ガス燃料化、チップ・ペレットその他を利用した熱源併給の原料化、また当面中国中心のアジアへの輸出拡大も将来にも続く需要として捉え、対応していきます。効率的な流通

については、物流・商流の各々のシステム・イノベーションや中間土場におけるチップ工場の設置についても触れています。また大事な情報の流通ネットワークの構築については、コーディネーターの必要性や国有林の役割についても指摘しているところです。また流通のシステム・イノベーションには、それを実施するための新たな組織や主体についても考えなければなりません。さらには、各加工分野の体制については、生産性を飛躍的に高める必要があります。主に川中、川下の構造変革がなぜ今日まで遅ってきたのかについて、元内閣審議官の梶山恵司氏が最近の著書で詳しく指摘しています。

こうして需要側のイノベーションによる非木質材料からの置き替えと拡大に対応し、山元における生産材も、A材はA材を需要する市場に、B材、C材も各々が求める市場に結ぶことで、林業の本来的産業化が見通せるのです。この川上から川下・消費者までを含む全体チェーンを産業展開させる駆動力は、成熟木を伐採・搬出する素材生産資本です。これまで林業生産の担い手といわれてきた森林所有者は、伐出生産循環の駆動力にはなり得ません。所有者（体）は、経済の循環が滞ると、いつも簡単に経済の仕組み以外のところに身を隠したり、ドロップアウトすることが可能だからです。それ

が所有者の経済的対応もあるのです。地代の取得とはそうした行動様式を本来の姿としているのです。

## 11 森林組合改革

次は注目の組合改革についてです。森林組合は、一九〇七年の設立時から政策の受け皿、政策の実施主体として、政策と一体の展開を辿ってきました。政策に抜本改正があれば、森林組合も当然大改革を強いられるということになります。

今回政策は抜本改正をしました。その新たな政策体系において組合はどんな役割を受け持つべきなのでしょうか。森林組合系統は、「プラン」の議論の段階から今日まで、改革に向けアクセルを踏むような認識変更と体制づくりへの動きには鈍いものがあります。しかし、今までは、林業・山村に展望を描けないわけですから、現状打開に寄与する方向で、所有者と地域に責任ある姿勢と行動が必要であると言えます。国産材のサプライチェーンが川上から消費者までの全体として産業化すること、そのことが木質利用の循環型社会形成の前提ですが、それが力強く回り出すためには、まずは成熟した社会的資源を伐採・搬出することで何よりもこの部分が大きな強い力で動き出すということでなければなりません。森林組合はそのため寄与すること

です。その限りで森林組合への期待は一層強まっています。そこに向け森林組合は変わらなければなりません。

間伐や森林整備のための伐採・搬出は主に組合が担ってきました。しかし、主伐や高齢級木材の伐採・搬出は素材生産業、事業体が行っています。資源の成熟は前者から後者への林業構造としての重点シフトを不可欠のこととしています。つまり、山元での生産行為の多くの部分は民間に委ねることがふさわしい構造へと変化していくでしょう。もちろん、資源状況や地域の林産資本をめぐる状況いかんでは、森林組合に頼らなければならぬところもあるでしょう。国産材が

市場における地位を取り戻し、非木質部分の木質化を実現するには、サプライチェーンとして最も多くのコストと経済外的論理によって支配されている森林を経済の仕組みに乗せるための膨大な時間を要している山元・伐採段階の生産性向上、システムとしてのイノベーションがない限り、できることではありません。

如上にみてきた全体像がきちっと産業化していかないことには地域も成り立たない、林業・木材産業が業としても成り立たない。それでは循環型の社会構造をつくれるはずはありません。森林組合は、経営計画が新しく持った論理を実現すべく、伐採・搬出がスマートに行く基礎づくり、すなわち施業集約・経営集約の作業に事業の重点化をすることになります。しかしその局面においても森林組合は自らの経営のことを考えると同時に多くの人が山村に暮らせるように、民間事業体の育成にも意を注がなければなりません。

「プラン」が出てきてから、同じよう

また、もはやその方法を続けることができないわが国の現実となっています。しかし、この一〇年間に限っては、日本社会全体の構造転換の不可欠の部分として国家資本が投下されるというわけです。改めて補助金取得は経済メカニズムの外の論理に立つてのものです。それは、経済の仕組みを作動させるための基盤的なものか、別建てで経済システムを補助するためのものだったのです。

資源成熟に伴うサプライチェーンの経済化と産業化の実現に向けて、改めて山元の構造形成戦略が練り直しされるのは当たり前のことであり、不可欠の作業なのです。

「プラン」が出てきてから、同じよう

なことが各県で起こっているのですが、森林組合は何をやっているかと言つたら、いち早く書類を持って判こを貰いに所有者のところを歩き、経営計画は組合に委託しますという念書取りをやっているというのです。これが実態だ、これでいいのか、というわけです。全ての組合がそうだとは言いません。言いませんが、地域が死んでしまう、木材が死んでしまう、資源が死んでしまうような仕組みを維持し、展望のない、自立性がない森林組合に止まろうとすること、それは大きな問題です。組合職員が何とか食べていければそれでいいという森林組合では困るのです。地域における林業の生産性を追求する。生産力を高める。すなわち生産を大きくする、増大させ、地域資源を循環型産業に導き、多面的機能発揮を実現するということでなければなりません。そのためにも資源や林家の経営を組合が抱え込まないということです。東北でも同じようなことが起こっています。既得権益に閉じこもらず、森林組合は地域みんなが生きる論理に立って経営にあたることが大事だ、ということです。そのように変わる、変えなければいけない。新しい理論と方法論に合わせて、それぞれの主体が変わることが大事なのです。ここでは、これぐらいにしたいと思います。

森林・林業再生プラン実行管理委員会でも組合の役割変更については注視をしています。如上の点はまた法律にも書き込んでいますし、監査制度についても二重、三重にシステム化していますので、組合の方はご存知のとおりです。もちろん、そうは言つてもいろいろと地域の事情、条件の違いがあるので、政府、県は弾力的対応もします。弾力的対応への諾否は実行管理委員会が受け持ちたいと思っています。

組合の方はご存知のとおりです。もちろん、そうは言つてもいろいろと地域の事情、条件の違いがあるので、政府、県は弾力的対応もします。弾力的対応への諾否は実行管理委員会が受け持ちたいと思っています。

②これまでの林政史において、国の一元的政策が徐々に府県へ、そして市町村へと分権化され、これらの協力・補完によって政策が遂行されるようになってきました。「プラン期林政」は、この流れを一層強めさらには拡大し、生産サイドにある山村や林業者だけでなく、需要サイドに立つ国民全体との協働によるガバナンスを期待し、その実現をめざしています。

### Ⅲ章 「プラン期林政」 改革 の画期性

#### 12 森林政策史からみての「プラン期林政」の特徴

以上、二〇〇九年一二月の「森林・林業再生プラン」から始まり、二〇一一年一月の「国有林野の新たな管理・経営のあり方」までの一連の林政大改革を「プラン期林政」と捉え、その画期性の認められる変更点を中心みてきました。ここで改めて森林政策史と係わるような形で簡単なまとめ的整理をしてみたいと思います。

①「プラン期林政」の大改革は、わが国経済社会の大変革ビジョンの骨格を成すものとして位置づけられています。森林・林業に関する政策がこうした位置づけをもつのは、わが国が近代化へと出立

する明治期以来のことです。このことは、ここを契機にわが国が新たな社会経済構造、すなわちこれまでとは異なる低炭素循環型社会へ転換することを意味しているのです。

②これまでの林政史において、国の一元的政策が徐々に府県へ、そして市町村へと分権化され、これらの協力・補完によって政策が遂行されるようになってきました。「プラン期林政」は、この流れを一層強めさらには拡大し、生産サイドにある山村や林業者だけでなく、需要サイドに立つ国民全体との協働によるガバナンスを期待し、その実現をめざしています。

③これまでの林政については、国土保全か産業政策か、産業政策か環境政策か、あるいは経済優先か公益優先か、等の二者択一的性格づけによって把握されることが多かったのですが、「プラン期林政」は、実は林政の性格をこうした二者択一から解放し、⑦国土・環境軸、①林業・木材・産業軸、⑧地域・生活軸、の三者の性格を地域や課題の軽重に応じ、総合的にバランスよく発揮するものとして捉えられています。この点は、今回はほとんど触れることができませんでしたが、「森林・林業基本計画」と合わせてみるとよく捉えることができます。

④「プラン期林政」の特徴は、資源と

の関連が大きな背景としてあります。明治期から戦後の昭和30年代までは、天然林の採取を中心とした時期です。またこの三〇年代から最近に至る時期までは、植林により資源を造成する時期といえます。そして「プラン期林政」は、育成してきた資源が成熟し、利活用される時期で、我が国全体の森林の成長量は、木材需要量全体を大きく上回るようになっていきます。育成林業の資源利活用段階ということになります。

⑤また、前述の資源との関係は実は、産業視点林政に注目すると、対象とする森林にも明らかな特徴がありました。明治期から昭和30年代までは国有林中心、資源造成期は民有林中心でした。それがととしても、同様で、今後は民・国一体で森林政策が行われるようになります。

⑥今日の説明では明確に示すところがなく半ば省略していた点ですが、林政において環境や生活に係わる要求が多くなるに従い、林産物のように「物」の生産に止まらず、森林の「機能」発揮によるサービス提供という側面が徐々に大きくなっています。多面的な機能発揮、特に環境や循環型社会と係わっての機能発揮については、政策ツールとして、補助金

や税等各種優遇措置の外に、実は人材を育成し、その人材が求めに応じて役割を発揮するという段階を迎えます。「プラン期林政」の政策ツール上の特徴はこの人材育成と人的支援にあると言えます。

⑦産業論的視点から捉えると、ニーズの多様化・高度化そして生産・管理技術レベルの世界標準化による競争激化の中で、サプライチェーン全体としての生産性向上が不可欠となっています。つまり、零細所有・経営の集約化によるイノベーション、各生産過程や主体及び流通・加工さらにはシステムとしてのイノベーションが必至であり、今を逃すと後がない状況にあると言えます。こうして川上においては特に、先に触れた森林経営計画の作成・実施責任主体が林業生産構造の主体となる大きな変革がめざされています。

⑧先の⑦番目の項目では、生産論視点でのシステム・トータルのイノベーションについて指摘しましたが、これまで触れてきたこと全体は、実は、市場(経済)のイノベーション、社会(制度)のイノベーション、人間(心・認識・意志)のイノベーションを実施し、循環型社会を回していくことになるのです。

## IV章 新しい時代の森林・林業政策の枠組み

### 13 現実が政治・行政・政策に求めていること

今日の話もいよいよ最終局面に至りました。ここでは再び広く大きな現実の世界に森林・林業政策を位置づけし直し、そこで求められていた大事な点を確認し、終わりにしたいと思います。社会変革の

し、今回さらに大きなウェイトを置いて実施しようとしているのは、木質バイオマスのエネルギー利用です。自然再生エネルギーの電力会社による全量買い取り制度と一体となり、その利用への具体化が大きな改革点です。

⑩再び政策論、行政論と係わって言いますと、繰り返しにもなりますが、国は、理論とビジョンを中心に、それを具体化するに最もふさわしいツールすなわち施策・制度・セーフティネットを用意することです。一方、府県や市町村は、地域の現実にそれらを適用する工夫や、逆に地域の問題を解決するための政策要求、すなわち地域の多様性維持に責任をもつことが大事になるのです。こうして、いわば上からのベクトルと下からのベクトルの双方向が織り成す力強い構造をつくり、それを常にP D C Aサイクルの中で回していくことになるのです。

マスのエネルギー利用です。自然再生エネルギーの電力会社による全量買い取り制度と一体となり、その利用への具体化

ビジョン形成にどのような政治理論がどのように影響していたのか、という点から短い整理の試みです。

先ほどは政策運営としての「第二の道」について少し触れました。この件については繰り返さないでおこうと思いますが、「第一の道」（国家や行政の関与拡大）についても、「第一の道」（市場化システム）についても、森林という経済財でもあります公益財である財を対象にするだけに、そこへのニーズと係わる主体・人々の位置関係から、両者をポジティブに高い所で総合できるように常にエンパワーすべく舵取りをすることが日本にあっては特に大事だと思っています。進化過程に留意する必要があるということです。

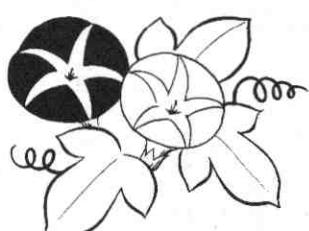
次は、政策の実効性確保という点についてです。政策は理論とそれにふさわしい政策・制度・施策、そしてその現場での実効性が揃って初めて政策と言えると考えています。今回の改革での隠れた目標のひとつはこの実効性確保になります。森林という対象の特殊性を踏まえ、地域の多様性・個性を踏まえ、それでいて二つの重層性を踏まえる時、政策や施策は、画一ではなく、また合理性のない思いつきや横並びでもない特徴のあることが必要になっています。さらには、地域のことを考えますと、規模のこと、複雑性のこと、技術的特性のこと、等が踏まえら

れ了解された上で講ぜられる必要があるということです。今回の改革では、実際に多くの組織や人々から意見が出され、それらを真摯に受け止めたことの結果として、こうした点に配慮することができたと思えるのです。

また、今回の森林・林業政策が、森林・林業だけを対象としたものではない、社会変革理論ともなっていることと係わることです。これらの政策が新成長戦略の骨格を成すことから実は誤解をされる向きがあるのですが、そこでのもつとも大事な論理は、決して物量的な側面のことではなく、well-being、よく生きること、これを貫くことです。一人一人がしっかりと生きるし、生きざまとして目指すものであること、そういう生活論を大事に、ということです。これが新成長戦略の中身です。それを踏まえた産業化、これを実現していくということです。政策は、発表してそれで終わりではありません。これから具体的な施策部分をみなさんと詰めながら、現場でそれが生きようにしていく。そこには森林や山村に係わる人々だけでなく、国民全体の理解と参加が不可欠なのです。是非とも皆さんのご理解を得、一緒にやっていきたいと思います。

実はこの再生プランが出てきたときに、民主党が強くイメージされたのと、

政治と官僚の対立軸が強く皆さんに意識をされ、その二項対立的側面からステレオタイプの理解と、その枠組みでの議論が大勢となっていました。しかし、検討会を通じ、政治の側も官僚の側も内容的な詰めの作業なり、様々な人々との議論をたくさんしております。その結果として出来上がった「プラン期林政」を、こうした二項対立的把握から何とか救い出し、その持っている可能性に国民全体が一丸となって取り組むことが何より必要だと考えています。それが実現しなれば、日本の森林・林業・山村に明日はないと思っています。なお足らざるところが多いとは思いますが、皆さんのご理解をいただいて、一緒に進めて行きたい。



## 提 言

### 「森林・林業再生プランに期待するもの」

#### || 提言を皆川林野庁長官に説明 ||

本年度の提言「森林・林業再生プランに期待するもの」（次号に全文掲載予定）

を、六月六日午後、皆川芳嗣林野庁長官に提出、約四〇分にわたって説明するとともに懇談した。

只木良也会長、藤森隆郎提言委員長、山田純事務局長らが出席。最初に只木会長が提言の趣旨と概略を説明、次いで藤森委員長から主要な点について詳細に説明した。

皆川林野庁長官は、提言の内容を真摯に受け止め、森林・林業施策の充実、森

林・林業・山村の再生に一層努力することを強調した。

只木会長は、森林・林業再生プランは、「林業の現況を検証して、集約化施設の推進、技術者育成の充実など日本林業の自立的な方策を示している」ことを非常に評価しており、それにプラスしてより充実した再生プランになるよう提言させてただいたと前置きして、あらまし次のようについて説明した。

#### 『只木会長の説明要旨』

①森林づくりのビジョンが明確でない。特に人工林に関して、自給率を高めるビジョンがなく、唐突に自給率五〇%が出てきた感じがする。

②技術者を養成するための優れた講師の育成を図る必要がある。

③現場作業員の資質を向上させるために、正規職員として雇用するなど待遇面を考え、林業をサポートする人材を育成する必要がある。

④森林・林業再生プラン全体として、日本の森林・林業・山村を長期的視点から将来像がはっきりしていらない。グランドデザインの上に立って林業問題に焦点を当てるべきではないかと感じている。

⑤森林・林業基本計画では、かつて三機能区分がなくなつた。これは将来混乱を起こすのではないだろうか。基本的な区分・ゾーニングの考え方を、生態系論のような科学的な根拠に基づいて示し、

全国共通認識として三機能区分を持つべきである。

#### 『藤森提言委員長の発言要旨』

①森林・林業再生プランには、国の森林全体を俯瞰したものがない。森林・林業の新たな方向のひとつに、持続可能な森林管理を通して出していくことも必要だ。成熟社会において林業が果たしていくべき機能について、森林生態系に基づいた科学的根拠から政策は展開されるべきである。

きだと、貫して主張している。モントリオールプロセスは1～7まで基準があり、1～5は生態系に関する基準指標、6は長期的便益で木材生産、水資源確保、観光、雇用の問題などが含まれている。

森林・林業基本計画にせよ委員会等での議論は6、7の中で行われているように見える。国民森林会議は生態系に基づく科学的根拠に立脚した理論構成で進めていったのが、技術論であつたり制度に及ぶということである。

③森林・林業再生プランは経済林に始まって経済林に終わる。しかも日本の林業が技術革新を伴わない経営形態でうまくいかない。そこを改革するという意味では高く評価される。ただし、日本の森林をどうしていくかはつきりせず、天然

の姿で機能を發揮させていくというものがである。その中間の里山的な森林は、生産性とかコスト分析だけで評価できないもので、これから大きな課題である。

そういう課題が残っていることを、再生プランの中に入れていただければ、文化国家の格調高い内容だという印象である。  
④森林・林業再生プランで大事なことは、雇用のあるべき姿を考えたとき、林業の再生は絶対に不可欠になってくる。そこは技術論的にも今後の課題である。

⑤森林・林業再生プランを進めるうえで人材育成は大事である。行政がよい施策を出しても、研究者がどんなによい材料を提供しても、技術者がいなければ進まない。フォレスター、森林施業プランナーを育成する指導者が重要である。優れた人材を呼び込み、育成して優れた技術者を育てることに全力を傾注されたい。

⑥林野庁に技官として採用された人の半数はジェネラリストで、半分はドイツのフォレスターのように、地域の技術的・経営的にリーダーとして活躍できるといい。二年か三年の任期では、地域のリーダーを求めるのはきついと思う。こういうことはどのような切り口で議論していただければいいのだろうか。

## 《皆川林野庁長官の回答要旨》

### ①民有林の林業経営の持続可能性が著

しく損なわれかねない状況があり、それを放置しておくことは、これまで嘗々と築いてきた資源が、場合によってはその機能をもと低下させる状況になりかねない。ゆがんだ林齢構成が後々まで引き継がれていき、地球温暖化防止に関する貢献もかなわなくなる。このような特に人工林を中心とした危機意識が強くあつたので、森林・林業再生プランではこの部分に焦点を当てた文章になっている。

②一〇年で改革をやり遂げるためには、民有林を中心とした集約化施業の道筋をつけ、人材育成をはじめ、各種の施策を集中投下するという、変えるべきことを強調して、施策宣言のように書くことにより変化を求めるに意味があったと思う。

③森林・林業再生プランを踏まえて策定された森林・林業基本計画には、針広混交林化など森林の扱い方についていろいろと書き込んである。国民の理解をもつと幅広く得ていくためには、森林の扱い方についてしっかりと説明していく必要ないし、国民全体から見たときの森林観は森林・林業再生プランとはだいぶ違うと思う。特に国有林の改革を進めていく中においても、国民の関心はもつと公的機能とか木材生産以外の部分について機能が発揮されることをかなり強く求めている。国有林の管理経営を行って

いく観点からも、政策的に訴えかけていかなければならないという意識を我々も持っている。

④人工林のあり方は議論されているが、里山についてはあまり目を向ける人がいない。里山の整備を重視する考えがあつてもいいと思う。山村経済の面から見ても、薪炭生産や椎茸原本生産など、広葉樹を管理しながら使っていくというある程度安定した機能が発揮されてきたが、それが適切に管理されなくなり劣化している。鳥獣被害の問題もあり、里山林の再生を図られる切り口がないといけない。

⑤林野庁の職員は、公務員である以上は通常の異動や昇進がなければならないので、人事異動ゼロというのは想定にくい。一方で、技術の伝承とか、現場感覚が断ち切れないようにしていかないといけない。

⑥ドイツのフォレスターは、子供の理想の職業だそうで、日本の子供はサラリーマンになるのが当たり前の世界である。現場の仕事は価値も高いし社会的にも大事なことを子供たちにわかつてもらわなくてはならない。

フォレスターが現場で活躍できるような日本の社会づくりに向けて、我々も一層努力したい。

# 国民森林会議第三〇回総会報告

説はじめ今日的な話題や地方の情報などを届けます。また、会員の皆様からの投稿をお待ちしています。

国民森林会議第三〇回総会を三月一七日、東京・文京区の全林野会館で開催し、

全議案を原案通り決定しました。総会終了後、岡田秀二岩手大学教授に「新しい林政の展開」と題する記念講演が行われました。（詳細は21ページ）

二〇一二年度の予算と活動方針は、本誌春季号に掲載したとおりですが、主要な部分のみ再掲します。

予算は、会費（正会員会費四八〇、〇〇〇円、賛助会員会費一、七五〇、〇〇〇円、團体賛助会費七〇〇、〇〇〇円）、繰越金二七四、二九二円、合計三、二〇四、二九二円。支出は、会報発行費一、五五〇、〇〇〇円、評議員会費二三〇、〇〇〇円、幹事会費三〇〇、〇〇〇円、提言委員会費二五〇、〇〇〇円など三、二〇四、二九二円です。

## 活動方針のあらまし

### 1、提言委員会

林業の再生と豊かな農山村という内容の提言を議論していますが、「森林・林業のグランドデザイン」と結びつきます。

### 2、公開講座

共通テーマとして前年に引き続き「森林・林業・山村の再生に向けて」とします。

第一回＝四月一四日、首都大学東京准教授山下祐介氏「限界集落の眞実－集落を継ぐ人々の願いと試み」予定通り行いました。内容は会報で報告します。

第二回＝六月九日、群馬県多野東部森

林組合長新井和子氏「森林・林業再生プランと農山村」予定通り行いました。会報で報告します。

第三回＝九月一五、一六日、「三〇周年記念シンポジウム」－山村集落の実態と期待される森づくりとして、長野県

大町市・荒山林業地「哲学の森」で行います。パネリストは荒山雅行氏、浜田久美子氏（森林ライター）、渡辺隆一氏（信州大学教授・森林生態学）、佐藤浩行氏（株）総合農林代表取締役・環境と木材生産の両立を目指す）、田中万里子氏（東京農大他講師）。多数の皆様のご参加をお願いします。

### 3、役員

会誌および電子情報に関する活動

### 4、幹事会

会誌は年四回発行します。巻頭言・論

### 5、組織の活動

これまでと同様、より深く問題の本質に迫ることを心がけ、広く役立ち、人々を勇気づける情報を発信するよう努めます。そのためには、会員個々の専門性を發揮して、森林・林業・山村問題に寄与できるようにすることが肝要です。

また、現在会員でなくとも、必要であれば、問題解明のため外部の方に寄稿や後援をお願いすることも考えます。

### 6、役員

会員のうち、特に常任幹事やブロック幹事については、例会への出席、会誌への執筆を要請します。

WEBサイトは、より使いやすい情報を提供するよう、動画を含む画像の提供、音声ファイルの提供など充実させて行きます。

### 7、後援活動

引き続き「森林フォーラム」および「八ヶ岳自然と森の学校」、その他各地の幹事会で決めた事業を支援します。

# 国有林野事業四月から一般会計

## 国有林野事業改善の関係法が成立

国有林の有する公益的機能の維持増進

を追加する。

を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案が、今国会（第一八〇回国会）で成立し、昭和二二年の林政統一によって発足した、国有林野事業特別会計は、平成二四年度限りで廃止になる。これにより管理基本計画、分収林制度、共用林野制度などの見直しが行われ、林野庁の組織の一部が改正される。また、国有林は、森林所有者と公益的機能維持増進協定を結んで、国有林と一体となつた民有林の整備・保全を行うことができるようになる。関連法の骨子は次の通り。

(2)

① 管理経営基本計画等は、森林における生物多様性の保全、国民需要に即した林産物の供給、効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成及び確保その他国有林野事業及び民有林に係る施策の一體的な推進に配慮して定めるものとする。

② 森林管理局長は、国有林野事業及び民有林に係る施策の一體的な推進のため必要と認めるときは、地方公共団体の長に必要な協力を要請できるものとする。

分収林制度の見直し

国以外の者と国有林野の育林等の費用を分担し、将来収益を分配する仕組みである分収造林契約及び分収育林契約の存続期間（八〇年及び六〇年）について、公益的機能の維持増進を図るために長伐期施業を行うことが適当と農林水産大臣が認めるときは、それぞれ、一回ごとに八〇年又は六〇年を超える範囲で延長できるものとする。

(3) 共用林野制度の見直し

① 農林水産大臣が定める「管理経営基本計画」及び森林管理局長が定める「地域管理経営計画」の計画事項に「国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項」

地域住民に国有林野の使用を認める公用林野制度について、バイオマスエネルギー利用を推進するため、エネルギー源として共同の利用に供するための林産物の採取ができるようにする。

## 二、森林法の一部改正

(1) 森林管理局長は、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るため必要と認めるときは、国有林と一体として整備及び保全を行うことが適当と認められる民有林の森林所有者等と協定（公益的機能維持増進協定）を締結して、

当該協定に係る森林の整備及び保全を行なうことができるものとする。  
② 協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならないものとする。

① 国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものであること。

② 民有林の有する公益的機能の維持増進に寄与するものであること。

③ 森林の利用を不当に制限するものでないこと。

④ 協定区域内又は協定区域に近接する民有林において都道府県が行う治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること。

⑤ 協定の有効期間、協定に違反した

場合の措置等の協定記載事項について農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

(3) 協定は、協定締結の公告後に当該協定の対象である民有林の森林所有者等となつた者に対してもその効力があるものとする。

また、協定に基づいて森林所有者等が行う立木の伐採について、市町村長への届け出を不要とする。

(4) 協定案の公告・縦覧その他協定の締結手続きについて定める。

### 三、特別会計に関する法律の一部改正

(1) 国有林野事業特別会計を廃止し、国有林野事業は一般会計において実施する。

(2) 現行特別会計の既存債務については、林産物収入等で返済し、新たな国民負担は生じさせないこととし、その処理を経理するための暫定的な特別会計を設置する。

### 四、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正

国有林野事業が国営企業でなくなることから、国有林野事業職員について、労働関係に関する特例を廃止する。

## 五、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例及び国有林野事業の改革のための特別措置法の廃止

四と同様に、国有林野事業職員について、給与等に関する特例を廃止するとともに国有林野事業特別会計の廃止に伴い、国有林野事業の改革のための特別措置法

## 六、その他法律の改正

その他関係法律について所要の改正を行ふ。

### 七、施行期日等

#### 綾の照葉樹林ユネスコエコパークに登録

宮崎県綾地域の照葉樹林がユネスコパークに登録されることが決まった。日本では屋久島、大台ヶ原・大峰山、白山、志賀高原に次いで五箇所目となる。

綾地域では、九州森林管理局、宮崎県、綾町、(財)日本自然保護協会、てはの森の会の五者が協働して、平成一六年から「綾の照葉樹林プロジェクト」に取り組んでいる。

宮崎県綾川流域に残された学術的にも貴重な、日本最大級の原生的な照葉樹林を厳正に保護するとともに、照葉樹林の周辺にある二次林や人工林を照葉樹林に復元するよう努めている。

人工林から照葉樹林への復元は、スギやヒノキ人工林の間伐等を行い、林内に光を多く入れることにより、かつての照葉樹林の林相を残す天然林からの種子の供給で照葉樹を自然発生させ、この照葉樹が十分育ったころ、スギやヒノキをすべて除去し、照葉樹林へ復元することにしている。五〇〇一〇〇年後に、六〇〇〇ha以上の連続した

宮崎県のほぼ中央、宮崎市から西方約

三〇km、大淀川の支流・綾北川をさかのぼった位置にあり、綾町、小林市、国富町、西都市、西米良村にまたがる約一万haの区域。この対象地は①原生的な照葉樹林で保護する区域②二次林や人工林から照葉樹林に復元する区域③森林環境教育への利用を目指す区域④持続的な林業経営を行う区域にゾーニングして適切に管理されている。

人林から照葉樹林への復元は、スギやヒノキ人工林の間伐等を行い、林内に光を多く入れることにより、かつての照葉樹林の林相を残す天然林からの種子の供給で照葉樹を自然発生させ、この照葉樹が十分育ったころ、スギやヒノキをすべて除去し、照葉樹林へ復元されることにしている。五〇〇一〇〇年後に、六〇〇〇ha以上の連続した広大な照葉樹林の復活を目指す。

# 切り抜き森林・林政ジャーナル

3~5月

ない」と危惧している。  
◇猪突北進中 秋田・岩手で  
初捕獲

〈新聞・この3カ月 各紙のリード部分あるいは概要を転載〉

◇国立・国定公園内の地熱発電、全国一〇カ所程度を候補地に

【3月5日 北海道】

経済産業省は全国の国立・

国定公園内の一〇カ所程度を地熱発電の候補地として有望

視している。環境省が国立・  
国定公園内の地熱発電所の設置要件を緩和する方針を月内

に出す方針であることを受け、

経済省は二〇一二年度から開

発事業者の事前調査などを支

援する。北海道内では阿寒国

立公園内の釧路市阿寒町と十

勝管内足寄町にまたがる山間

部と、大雪山国立公園内の上

川町白水沢地区の二カ所。道

外では福島県の磐梯朝日国立

公園内、秋田県の栗駒国定公

園内等が候補地として挙がっている。

◇震度7 木造全壊三九万棟

【3月23日 朝日新聞夕刊】

首都圏直下で起きる地震を

調べている文部科学省のプロ

ジェクトチームは二三日、東

京湾北部のマグニチュード7

級の地震の揺れで、木造建物

の全壊数が三九万棟に達する

恐れがあるとの試算を明らか

にした。新しい調査では從来

震度6強だった最大震度を7

に上げることで、全壊数は從

來の二倍を超える結果となっ

た。

チームは首都圏の地下構造

を調べ、地震が起きる場所が

従来の想定より一〇キロ程度浅

くなる可能性を指摘している。

◇水源地売買 事前に把握

【3月27日 産経新聞】

外資による水源地の森林買

収が相次いでいる問題で、埼

玉県議会は二六日、水源地の

土地取引に事前の届け出制を

義務付ける水源地保全条例案を可決した。埼玉県内では外資による買収例は確認されていないが、首都圏に水道水を供給する荒川などの水源地を将来的な買収から未然に守るのが狙い。四月一日から施行する。

都道府県による同様の条例

は、二三日に可決された北海

道に次いで二例目となる。

◇シカ食害 釧路湿原にも

【4月3日 北海道新聞】

環境省釧路自然環境事務所

が三月中旬、釧路湿原国立公

園で行つたエゾシカの食害調

査で、絶滅危惧種のホザキン

モツケを含む二一種類の植物

の食害を確認した。同事務所

は「植生の荒廃や土砂流出な

どで湿原の乾燥化が進みかね

ない」と危惧している。

【4月4日 朝日新聞】

農作物を荒らすイノシシの

北進が続いている。生息して

いなかた秋田県で二月、岩

手県では昨秋、相次いで捕獲

された。東京電力福島第一原

発事故で、福島県と周辺では

狩りができなくなつた影響で

数も増えている。

◇津波対策に築山 【4月20日 東京新聞夕刊】

沿岸部の公園や事業所に人

工的に土砂などを小高く盛つて作る「築山」が東日本大震

災以降、津波からの避難場所として注目を集めている。被

災地で避難した人たちを救つた事例もあり、非常時以外は

見晴らし台や子どもの遊び場

に活用できるメリットもある

ため、茨城県や静岡県で新たに整備する動きが広かつてい

る。

仙台市宮城野区の鋼材メー

カ一日鉄住金建材仙台製造所。

高さ約五五メートル(海水面から約一

〇メートル)長さ約一八〇メートルの築山

は製造所が操業を始めた一九七七年、防音壁代わりに工場の南の住宅地側に設けられた。これが震災時には従業員や逃げ場を失った避難民など計三〇人の命を救った。

鹿島灘に面した茨城県神栖市は二〇一四年開園予定の防災公園に地上八・五㌶の築山を新たに追加整備することとした。静岡県焼津市の焼津漁港でも岸壁から約百㍍の場所に県が一千万円をかけて海拔一〇㍍の築山を先月完成させた。

#### ◇森林・農地所有者 所在確認困難二八万人

【4月22日 産経新聞】

森林や農地を相続したにもかかわらず何の手続きもしないまま放置する人が増加し、自治体側が所在を確認しようとしても困難な所有者が全国で約二八万人に上ると推計されることは二一日、国土交通省の調査で分かった。所有者全体の四%近くに該当する数で、一〇年後には二倍になるとの見通しもある。

土地の所有者が分からず、きを止めた「森の防波堤」。

【4月28日 朝日新聞夕刊】 東日本大震災の津波で壊滅状態となつた海岸防災林の再生に向け、福島県が動き出した。津波の勢いを弱め、がれ

かけて苗木を植える計画だ。

【5月4日 朝日新聞】 東日本大震災の被災地では、津波に強いまちづくりに大量

災害復旧が手間取つたりする事例も出始めており国交省は足りない分を他の七県が提供、事態の拡大を防ぐため適正な届け出をするよう注意喚起に乗り出した。

#### ◇シイタケ生産者「經營成り立たず」

【4月22日 産経新聞】

食品中の放射性セシウムの新基準値が適用されて以降、シイタケの出荷停止が相次いでいる。その多くは伐採した丸太に種菌を植えて栽培する「原木シイタケ」だ。

林野庁は、新基準値を超えたシイタケが出ないよう、今月から原木の取り扱いを厳格化したが、その結果、生産者が原木を確保できない状態が起きている。

◇福島に松原再生 津波減災 効果期待

【4月28日 朝日新聞夕刊】

東日本大震災の津波で壊滅

化したが、その結果、生産者

【5月4日 朝日新聞】

月で一割高騰

◇被災地土不足 価格も二カ

月で一割高騰

【5月4日 朝日新聞】

東日本大震災の被災地では、

津波に強いまちづくりに大量

マツの種子が大量に必要で、足りない分を他の七県が提供、支援する。

今回の震災での減災効果を参考に県がまとめた再生計画は、全一八五㌶の海岸線のうち、東京電力福島第一原発から半径二〇㌔を除く一四五㎢

を対象に松林を整備するもの。当面、延長三〇~四〇㍉で、幅は従来の五〇㍍から二〇〇㍍に広げ、根を深くはれるよう盛土もする。整備面積は四六〇㌶に及び、必要な松の苗木は四六〇万本。今年度から種子を畑で育て二年で苗木にし、二〇一四年度から毎年七〇万本づつ七年にわたって植えていく。

県内の苗木生产能力は年間一八万本で、不足分は茨城、栃木、神奈川、石川、滋賀、山口、愛媛の協力を表明した県から六五万本の提供を受けた。

約二〇〇社が加盟する福島県木材協同組合連合会(福島市)は独自の規制値を設ける準備を進めている。欧州諸国が日本製工業品に対して定め

◇福島県産木材 風評被害に独自対策

【5月7日 読売新聞】

東京電力福島第一原発事故による風評被害で、福島県産の木材の買い控えが広がっている。国や県は「健康や環境への影響はない」としているが、木材には放射線量に関する国や安全基準ではなく、「安全性を証明するものがない」として、取引を断られるケースもみられる。業者側は独自の検査結果を添えて木材を出荷したり、放射線量の規制値を検討したりするなど対策に乗り出した。

約二〇〇社が加盟する福島県木材協同組合連合会(福島市)は独自の規制値を設ける準備を進めている。欧州諸国が日本製工業品に対して定め

た基準値の四分の一にあたる一平方ヤード当たり一Bqとする方へだ。同連合会の宗形芳明専務理事は「あくまで自主規制の数値。顧客の安全と安心を確保するためには、国に規制値を決めてもらいたい」と話している。

#### ◇自然力活用の新防波堤

【5月17日 読売新聞夕刊】

津波の威力を低減し、避難時間も確保する。自然の力を活用した新たな防波堤の開発が進んでいる。

港湾空港技術研究所などが開発したのが「直立浮上式」の防波堤。巨大な鋼管を海底に垂直に並べて埋めておき、地震発生と同時に内部に空気を送り込むことで海面に浮上させる。

日立造船、東洋建設、五洋建設が共同開発しているのが「フラッパゲート式可動防波堤」。普段は海底に沈んでいますが、津波が来ると、浮力と津波の力で防波堤が起き上がる仕組みだ。

◇再生エネルギーに異業種参入

【5月28日 日経新聞】

発電事業への参入に向け、入の動きが広がっている。

株主総会で定款を変更する上場企業が相次いでいる。ローソンや近畿日本鉄道など幅広い分野の約四〇社が定款の事

場企業が相次いでいる。ローソンや近畿日本鉄道など幅広い分野の約四〇社が定款の事

務理事は「あくまで自主規制の数値。顧客の安全と安心を確保するためには、国に規制

値を決めてもらいたい」と話して

している。

◇自然力活用の新防波堤

【5月17日 読売新聞夕刊】

津波の威力を低減し、避難時間も確保する。自然の力を活用した新たな防波堤の開発が進んでいる。

電力会社が固定価格ですべて

買い取る制度が七月に始まる

のをにらみ、発電と直接の関係が薄い全くの異業種にも参

入の動きが広がっている。

目立つのが、大規模太陽光発電所（メガソーラー）の建設に向けて定款を変更する企

業だ。京セラはIHIなどと組み、鹿児島市内に七万キロワット級の発電能力を持つメガソーラーを七月にも着工する。総投資額は約二五〇億円で、大

陽電池パネル約一九万枚を設置する。

電力会社への売電を検討中だ。

近鉄もメガソーラー事業に参入する。三重県内の沿線の遊休地に二〇一三年度にも出

力二万キロワット級の施設を建設す

る。ローソンも国内コンビニ

の約一割に当たる一〇〇〇店

に太陽光発電システムを設置する方針。ミサワホームも戸

建て住宅やアパートの屋根を

借りて太陽光パネルを設置し

電力会社への売電を検討中だ。



# アトランダム雑誌切り抜き

4~6月

◆繰り返す相続が、森を変え  
ていく／足本裕子

民有林で一〇〇年、二〇〇年という超長伐期の森を育てるには、様々な障壁があります。その最たるもののが、相続税の問題です。相続税が発生した時、家や土地を手放したくなければ、山にある木を価値のあるものから、つまり、大径木から売っていくしかありません。また、資産価値が高く評価される都市近郊の森では、何千万、何億という相続税が課せられる場合もありました。山そのものを売らざるを得ないケースも多く、結果として、産業廃棄物処理場など、他の用途に変わってしまうなど、高齢木を維持

できない仕組みになっているのです。相続が原因で山が荒れてしまう場合もあります。子世代に均等に分ける現行法では、林業に興味のない人にも山が遺され、相続しても放置されたり、売却されたりする森が後を絶たないです。森林所有者が分割され面積が狭くなれば、効率的な施業ができず、手入れにも材を出すのにも費用がかさみ、ますます林業経営を圧迫する結果となります。

しかし、平成二十四年度税制改正大綱に初めて、「山林にかかる相続税の納税猶予制度」が記載されました。今まで何億という相続税が課せられ、泣く泣く山を手放していた所有者にとっては、悲願だった

◆林業界はいいものを高く売つているか／平野克彦  
わが林業界を俯瞰してみると、「いいものを高く売つて

継続して行うことが前提です

が、そもそも、本制度の対象者は、一〇〇ha以上の山林所有者だそうです。

山林所有者が林業に継続して取り組む意欲が持てるよう、一〇〇ha以下の経営者にもそうした納税猶予制度の制定が望まれます。明治政府に上地されたかつての持ち山で分収造林に取り組む社寺もありますが、国有林においても二〇〇年、三〇〇年先までも超長伐期施業に取り組めるよう、適切な措置が講ぜられるよう願っています。(森林技術四月号・樹齢二〇〇〇年の森を繕うより抜粋)。

いる」とはいえない状況だと思います。それぞれの事業体では、木材を伐採して集材し搬出するコストの削減に血のにじむような努力をしていまし、販売面でも、少しでも高く売ろうと努力をしています。ところもたくさんあります。しかしながら、そういった努力がなかなか報われず、山側に十分な利益還元が行えていないという実態があります。適正な育林を継続的に実施して、森林の中の立木一本一本の品質を高めることは、生産林における品質管理の基本中の基本です。そして、選木という行為も森林自体の価値を高める「経済行為である(森林科学者・藤森隆郎先生)」といえます。もちろん、A材・B材・C材等ができる限り高く販売する営業努力、交渉を続けていかなければなりません。「山側の森づくりと生産計画に合わせた川下の体制・価格設定が重要である」という考え方に基づくならば、山側の関係者はもっとプライドと自信を持って、「森の恵み」

である木材を、需要側に対し売り込んでいくべきなのであります。もちろん、そのためには、森林保護や国産材使用等に関する国民的な理解と購買行為が喚起されなければなりません。（現代林業五月号）

#### ◆房総半島が抱える「六獸苦」

/ 浅田正彦

房総半島南部の丘陵地帯に生息するニホンシカは、かつて開発や乱獲に追われ、清澄山系の狭い地域に残るだけとなつた。絶滅の恐れがあるとして一九六一年は捕獲禁止となりました。それから半世紀、生息数は北へと拡大を続けて千葉市の近くまで迫り、推定生息数も七千頭近くに達した。まさに隔世の感がある。

放置してきたわけではない。おまけに、イノシシの繁殖率はシカが深刻になってシカの有害駆除が始まると、狩猟も再開されたのに、である。様々な対策を上回る勢いで生息域が拡大した。新たに進出した地区では、豊富なエサ資源によってシカの栄養状態が劇的に改善

された。住民の警戒心が薄いことも手伝って、シカが爆発的に増加する可能性さえある。

地方自治体など行政当局は、被害が顕在化しないと動けないケースがほとんどで、被害が出てから動いても後手後手になることが多い。

シカの被害は激減したが

千葉県では、シカの農林業被害額が一九九九年度の三五六〇万円から、二〇一〇年度は六六〇万円に激減した。一方でイノシシの被害額は同期間に三二六〇万円から一億七五〇万円へと跳ね上がっている。

イノシシの生息数も拡大しているが、新たな進出域では、シカの場合と同様に、自治体や住民の危機感もまだなく、や比較にならない。

防除対策が整わない。おまけに、イノシシの繁殖率はシカよりも高く、被害拡大の勢いも比較にならない。

そこで、君津市、鴨川市などの被害データを使って、田んぼは一割、畑は六割の被害が出るとみて、林縁部から一〇m、四〇mのバッファゾー

ンの被害面積を積算すること

による農林業被害予測を作った。その結果、驚くべき数字がはじき出された。イノシシによる被害総額は三五億円、現在の二〇倍に跳ね上がったのだ。この数字を使って、講習会などでイノシシ対策の必要性を説くのだが、被害がまだ目立たない段階で、対策に踏み出そうとする市町村は

けして多くないのが現実だ。

どこの自治体も財政が厳しく、野生動物対策に大金を投ずる余裕はない。そして、農林業被害の「犯人」はイノシシだけではない。サルやハクビシン、タヌキ、アライグマ、シカまでいる。実に「六獸苦」となる。

房総半島では、東南アジア原産のアカゲザルが野生化していく、ニホンザルとの交雑も確認されている。アカゲザルは特定外来生物として根絶を目指して捕獲作戦を展開中で、特定外来生物のアライグマやキヨンも最終的には根絶させなければならない。

新「対策」では対象区域を拡大

房総半島のシカ対策は、今

年四月から第三次特定鳥獣保護管理計画に入った。生息目

標密度は、保全調整区域で一平方キロあたり三~七頭と)変わらないが、地域を見直したことで各ユニットの捕獲目

標も変わった。薄く広がったシカ生息域を反映させること

で、県全体の捕獲目標は二三〇〇頭と過去最大になる。

推定生息数の約六八〇〇頭が年間三〇%台前半で増加す

るとして、年間二三八〇頭の捕獲が生息数を抑える必要条件となる。

密度が薄くなつた分、しか捕獲作業は困難になると予想される。これまで三〇年間蓄積したノウハウを総動員する

しかない。(グリーンパワー六月号)

# 森林の未来を憂えて

——国民森林会議設立趣意書——

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまさに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどういうふうに活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかる人びどによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びど、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服ができるでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同ご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

## 季刊 国民と森林

2012年夏季 第121号

■発行 2012年7月1日

■発行責任者 只木良也

■発行所 国民森林会議

■連絡先 〒112-0012

東京都文京区大塚3-28-7

TEL 03-3519-5981

FAX 03-3519-5984

<http://www.peoples-forest.jp>

E-mail:info@peoples-forest.jp

振替口座00120-0-70096

■定価 1,000円(税込)

(年額3,000円)